



平成 23 年 1 月 12 日

各 位

千葉県市川市南八幡四丁目 9 番 1 号  
株式会社フィデック

代表取締役社長 瀧口 健

(コード番号：8423 東証一部)

問い合わせ先 取締役 財務部長 菅原 猛

TEL 047-314-0650

## 社内調査委員会の調査結果について

平成 22 年 4 月 15 日付プレスリリース「社内調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本年 4 月 15 日に経営陣が一新されたことを受けて設置された社内調査委員会では、当社が多額の貸倒引当金を計上するに至った経緯について、当社の旧経営陣による過去の経営判断の妥当性を検証し、開示内容の適正性を確認するべく、社内調査を行ってまいりました。本日開催の取締役会において、社内調査委員会より、調査結果について報告がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 第 1 多額の貸倒引当金を計上した主たる要因

当社は、第 10 期（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）及び第 11 期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）に多額の貸倒引当金を計上しており、その主たる原因は、多額の長期未収入金にあります。そして、長期未収入金の主たる相手先の内、(有)ゼット・エル・エス（以下「ZLS」といいます。）、(有)南苑（以下「南苑」といいます。）、(有)ロムルス・インベストメント（以下「ロムルス・インベストメント」といいます。）、(有)ゼット・エス・オー（以下「ZSO」といいます。）及び(有)健商住宅開発（以下「健商住宅開発」といいます。）の 5 社に対する請負工事代金が不良債権化したことが主たる要因になります。そして、これらの 5 社は、いずれも、(株)ゼクス（平成 22 年 6 月 15 日上場廃止。以下「ゼクス」といいます。）関連工事の発注業者になります。

したがって、社内調査は、ゼクス関連工事の請負代金債権の買い取りを行うに至った経緯及び当該買い取りにあたり適切な与信管理が行われていたか、また、当該債権に関する貸倒引当金の計上が適切に行われていたか、という点を中心として行ってまいりました。

## 第2 旧経営陣による過去の経営判断の妥当性

### 1 結論

社内調査委員会としては、少なくとも、平成19年3月29日以降に、ゼクス関連工事の請負代金債権の買い取りに関して、新たな与信を行ったという当社の旧経営陣の経営判断は、妥当性を欠くものと考えられるという結論に至りました。

### 2 理由

社内調査委員会が上記の結論に至った理由は、概ね以下のとおりとなります。

#### (1) ゼクス関連工事の請負代金債権の買い取りが行われた経緯

ゼクスは、当社の「C.Fダイレクト」と称する債権買取業務に関する当社の創業時からの提携先企業であり、徐々にゼクスが工事を発注していた請負業者による「C.Fダイレクト」の利用が進み、当社のゼクスに対するゼクス関連工事の請負代金債権の残高が伸びて行きました。

そうした状況の中、ゼクス側からの要望を受けて、平成19年3月29日、当社、ゼクス、ゼット・ウェブ、オクトツリー並びにZLS、南苑、ロムルス・インベストメント及びZSO（以下、ZLS、南苑、ロムルス・インベストメント及びZSOの4社を「ゼクス発注SPC」といいます。）を当事者とする債務引受契約が締結されております（以下「本件債務引受契約」といいます。）。本件債務引受契約は、当社のゼクスに対する請負代金債権（債権残高合計70億55百万円）を当社のゼクス発注SPCに対する債権へと変更し、ゼクスがゼクス発注SPCの当社に対する債務を連帯保証することを内容としたものになります。

本件債務引受契約の締結後も、当社の旧経営陣は、ゼクスが連帯保証をしていることを理由として、ゼクス発注SPC及び健商住宅開発（以下「ゼクス発注SPCら」といいます。）を債務者とする請負代金債権を買い取り、ゼクス関連工事の請負代金債権の残高を増加させました（平成19年9月末のゼクス発注SPCらを債務者とするゼクス関連工事の請負代金債権の残高は、合計122億円となりました。）。

なお、当社は、最終的に、ゼクス関連工事の請負代金債権（債権残高合計85億2百万円）を総額3億円にて売却せざるを得ない事態となった結果、債権残高の元本部分だけでも合計82億2百万円が回収不能となりました。かかる多額の回収不能を生じさせた原因として、当社の旧経営陣が本件債務引受契約の締結後もゼクス関連工事の請負代金債権の残高を増加させ続けたことを挙げるすることができます。

#### (2) 本件債務引受契約の締結後におけるゼクス関連工事の請負代金債権残高を増加させたことに対する評価

社内調査委員会としては、以下に述べる諸般の事情等からして、本件債務引受契約の締結後にゼクス関連工事の請負代金債権残高を増加させた、すなわち、新たに与信を行ったという当社の旧経営陣の経営判断は、妥当性を欠くものとするに至

りました。

- i) 当社の旧経営陣は、次のとおり、ゼクス関連工事の請負代金債権の債務者であるゼクス発注SPCらについて与信管理を行っていなかったこと
  - ア 当社においては、「C.Fダイレクト」による提携先企業（買取債権の債務者に該当する企業をいいます。）との取引にあたっては、提携先企業の与信管理を行うこととされており、その社内手続規程が存在していたにもかかわらず、ゼクス発注SPCらに対する請負代金債権の買い取りを行うに当たっては、その社内手続が行われておらず、与信管理がなされた形跡も全く見当たりませんでした。
  - イ 当社は、ゼクス発注SPCらから約定弁済日において請負代金の支払いを受けることができず、弁済日の延長が繰り返されていたにもかかわらず、当該ゼクス発注SPCらに対する請負代金債権を買い取り続けていました。
  
- ii) 連帯保証人であるゼクスには、遅くとも平成19年3月29日時点で、次のとおり、信用不安を窺わせる重大な事象が生じていたにもかかわらず、当社の旧経営陣は、ゼクスが連帯保証をしていることを理由として、ゼクス関連工事の請負代金債権を買い取り続けたこと
  - ア ゼクスが、本件債務引受契約の締結を要望してきた理由は、それまでゼクスが当社に対して負担していた請負代金債務をゼクスの簿外とし、ゼクスの財務諸表上の負債額を減少させることにあったものと考えられます。
  - イ 公表されていたゼクスの財務諸表によれば、ゼクス第10期（平成18年5月31日時点）においては当社に対する債務の記載が全くなく、ゼクス第9期（平成17年5月31日時点）においては当社に対する債務は41百万円と記載されていましたが、これらは、いずれも、当時、当社が認識していた当社のゼクスに対する債権残高と異なるものでした。
  - ウ 平成19年3月29日以前に当社が買い取ったゼクスに対する請負代金債権について、ゼクスから約定弁済日において請負代金の支払いを受けることができず、弁済日の延長が繰り返されていました。
  
- iii) 当時、当社の旧経営陣は、連帯保証人であるゼクスについて、具体的な情報収集、調査及び検討を行っていなかったこと

本件債務引受契約の締結や、同契約締結以降に新たな与信を行うことについて、当社の取締役会に諮られたり、監査役に報告されたりしたという経緯は判明していません。また、監査役がチェックをして監査役会で議論をし、代表取締役に意見を求めたような事実も判明していません。

なお、当社の旧経営陣の内、ゼクス関連工事の請負代金債権の買い取りについて直接関与し、また、状況を正確に認識していた者は、深田剛氏（当社旧代表取締役）、早崎努氏（当社旧取締役）及び平井亮子氏（当社旧取締役）の3名であると考えています。

### 第3 旧経営陣による過去の開示の適正性

#### 1 結論

社内調査委員会としては、関係者の供述等を前提とする限り、ゼクス向け関連工事の請負代金債権に関する貸倒引当金の計上の要否・程度等について、開示の適正性を欠くと判断できるまでの事実を発見できなかったという結論に至りました。

#### 2 理由

社内調査委員会が上記の結論に至った理由は、概ね以下のとおりとなります。

- (1) 当社は、ゼクス関連工事の請負代金債権に関し、次のとおり貸倒引当金の計上を行いました。

		債 権 額	貸倒引当金
第10期	第2四半期（平成20年9月30日時点）	112億33百万円	33億11百万円
第10期	通 期（平成21年3月31日時点）	85億48百万円	38億29百万円
第11期	第2四半期（平成21年9月30日時点）	85億16百万円	62億41百万円
第11期	通 期（平成22年3月31日時点）	85億 2百万円	64億58百万円

- (2) 上記貸倒引当金の計上は、平成20年8月、ゼクスに「継続企業の前提に関する注記」が付されたことに基因しています。

当社は、ゼクス関連工事の請負代金債権に関し、不動産担保権（根抵当権）を有していましたが、ゼクスに「継続企業の前提に関する注記」が付されたことから、ゼクス関連工事の請負代金債権の取扱いについて、当時の当社監査法人トーマツに相談を行っております。その結果、第10期第2四半期（平成20年9月30日時点）には、ゼクス関連工事の請負代金債権の内、長期未収入金に該当するものについて、不動産担保権により担保されない部分を貸倒引当金として計上することとなりました。

第10期通期（平成21年3月31日時点）以降は、ゼクス関連工事の請負代金債権を全て長期未収入金とし、随時、不動産担保権により担保されない部分を貸倒引当金として計上してきた経緯を窺うことができました。

- (3) 当社は、ゼクス関連工事の請負代金債権に関する貸倒引当金の計上の要否・程度等について、随時、当時の当社監査法人トーマツとの間で相談を行ったうえで決定していたとのものであり、トーマツに対して虚偽の説明を行ったり、トーマツの指示に従わなかったような事実は見当たらず、関係者の供述等を前提とする限り、不適切な引当金額調整を含め、開示の適正性を欠くと判断できるまでの事実を発見するには至りませんでした。

#### 第4 再発防止策（与信管理体制について）

当社は、適正な与信管理を徹底し、上記のような妥当性を欠く経営判断が再びなされることを防止するために、現在、次のような与信管理体制等を構築しております。

##### （1）経営陣の一新

当社は、平成22年4月15日開催された臨時株主総会において、全取締役及び監査役が一新し、旧経営陣による影響力から完全に決別しており、上場企業として相応しいガバナンス体制を再構築することを至上課題としております。

##### （2）監査役会及び監査役の機能強化

平成22年4月15日以降、常勤監査役は、会社の重要な会議に出席するとともに、内部監査室と緊密な連携を保ち、迅速に情報を入手して、その情報に基づき毎月の監査役会で報告・討議を行っております。

このように、平成22年4月15日以降、監査役会及び監査役は、取締役を監査するに十分な情報が事前に伝達される体制を敷くことにより、その機能強化を図っております。

##### （3）取締役会の活性化・機能強化

平成22年4月15日以降、旧経営陣による影響力から完全に決別し、取締役会に付議すべき重要な事項（業務執行）については取締役会にて適正に協議し決議することにより、取締役会の活性化・機能強化を図っております。

##### （4）当社与信管理手続の徹底

当社においては、「C.F.ダイレクト」による提携先企業との取引にあたっては、提携先企業の与信管理を行うこととされており、その社内手続規程が存在しております。前述のとおり、ゼクス関連工事の請負代金債権の買い取りに関しては、かかる社内手続が履行されていませんでしたが、平成22年4月15日以降は、そのような特別扱いは一切認めておらず、当社与信管理手続の徹底遵守を行っております。

##### （5）与信管理体制の強化

平成22年4月15日以降、提携先企業の与信管理にあたっては、従来は当社が収集した情報に基づいてのみ行っていた分析を、信頼できる第三者の社外データを活用した分析に切り替えること等により、提携先企業に関する丁寧な情報収集及び与信分析を行い、与信管理体制の強化を図っております。

また、平成22年10月度以降は、毎月1回開催される与信会議に常勤監査役が出席し、透明性を欠く与信限度額の設定を未然に防ぐための体制を整えております。

なお、今般のゼクス関連工事の請負代金債権の貸倒引当金は全て計上済のため、平成22年11月12日に発表いたしました平成23年3月期の通期連結業績予想に変更はありません。

以上